

名護市教育委員会議事録

会議名	第 327 回名護市教育委員会定例会		
開催日時	令和 7 年 4 月 30 日（水） 開会 午後 3 時 30 分 閉会 午後 5 時		
開催場所	名護市役所庁議室		
出席者	教育長 委員 委員 委員	島袋 賢雄 宮城 司 玉城 武利 松田 由絵	教 育 次 長 （教）総務課長 （教）総務課総務係長 （教）総務課主幹 学校給食係長 学校教育課主幹 ほか担当職員
欠席者	委員（教育長職務代理者）	大城 千代子	なし

1 議案

議案第 22 号 名護市学校給食センター運営委員の委嘱について

報告第 5 号 教育長が臨時に代理した事務の承認について（名護市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について）

報告第 6 号 教育長が臨時に代理した事務の承認について（令和 7 年度名護市一般会計予算（教育予算）について）

2 内容

議案第 22 号 名護市学校給食センター運営委員の委嘱について

(教育委員会総務課主幹から議案説明)

質疑なし

(採決の結果、議案第 22 号は原案のとおり承認)

報告第 5 号 教育長が臨時に代理した事務の承認について (名護市教育委員会事務決裁
規程の一部を改正する規程の制定について)

(総務課長から議案説明)

宮城委員

詳細については、分からないので、表記の仕方について、どうかなと、P17 の(6)、「附属機関等の委員への委嘱等の交付等に関すること」。等、等、等と 3 つ記載されているですけど、例えば「附属機関の委員への委嘱の交付等に関すること。」というふうにできないですか。なんか等が 3 つも続くとよく分からないですけど、違和感があったりして、この辺を修正できないかなと、今見ているんですけど、等を 3 つ列記しているのは意味はあるのですか。

総務課長

附属機関というのは、規則で定められていて、それに準ずる形で諮問する場合もあり、附属機関に限定してしまうと、それ以外の委員が含まれなくなってしまう。

宮城委員

やはり、枠を広げているということなんですね。

総務課長

その次の「委嘱等」も、委嘱以外に事例の発令があったり、また、「交付等」も交付に変わる通知文とか、そういったものもありますので、等で列記しています。

宮城委員

分かりました。ちゃんと意味があるんですね。ありがとうございます。

玉城委員

少し教えてほしいことがあるんですけど、P15 の(14)と(15)ですね、(14)で「公の施設の使用許可」、(15)で「行政財産の目的外使用許可」ということで、この違いとかですね、公の施設は、こんなもので、こういうときに課長以下が認めるとか、(15)は、行政財産の目的外使用とは、例えばどんな施設をどんな目的で借りるときになるのか。これは教育長まで決裁になるわけですね。これを教えてほしいです。

総務課長

公の施設の使用許可、例えば市民会館を借りるときとか、中央公民館の会議室を借りるとかですね、その使用許可の決裁区分となっております。行政財産の目的外使用というのは、例えば、公の施設なんですけど、学校を休校して、屋我地中とかあるんですけど、集会とか子どもを集めて遊ばせるために使いたいとか、イベントとかやりたいといった使用の場合には、そのものの目的から外れる使い方になりますので、目的外として使用させていただきます。というような手続になります。

そういったものが、月1回定期的にあるようなものであれば、課長、所管課の課長だけの許可になります。

市の施策に関係して、大きな、教育委員会だけじゃなくて、市長部局も一緒になって取組を、そこを使ってやりたいとかですね。市の重点的な施策に位置づけられるようなイベントを単発でやりたい、使用したい場合には、教育長まで確認し、許可を行うような形です。

玉城委員

よく分かりました。ありがとうございます。

教育長

何か造るときには、やっぱり目的を持って造るので、それで予算が降りてくると、それ以外では、認められないので、教育長の判断も必要だということです。

教育次長

行政財産を造る際には、条例も設置されるので、目的があり設置されるので、これ以外に使うときには目的外使用になるということです。

総務課長

施設に自動販売機を設置したい、施設の目的と少しズレるので、行政財産の目的外使用許可になると。

教育長

こういった質問も地域の方からすると、何でここを使いたいのに、何で許可が下りないのかということで、事務局に連絡が来る前に教育委員の方々に説明する場合もあるのかなと、そういった場合もあるので、ぜひ、どんどん出してくれたらなと。私も勉強になりますし。

玉城委員

P16の2の(2)「個人情報の提供又は利用」ということで、提供というのは古いものにはなかったですけど、情報を請求した人にその情報を例えば、ペーパーで提供するとかっていうことになるんですか。

総務課長

そうです。

玉城委員

今まではそれが、認められてはいなかったということですかね。

担当

今までは個人情報の提供とか、目的外利用もあったんですけども、今まで明記されていなかった。個人情報に関する事務として、課長決裁でやってきたんですけど、そこをちょっと明確にしようということで、提供も利用も課長決裁でできますよ、っていうことにしております。

(採決の結果、報告第3号は原案のとおり承認)

報告第6号 教育長が臨時に代理した事務の承認について（令和7年度名護市一般会計予算（教育予算）について）

(学校教育課主幹から議案説明)

玉城委員

リース契約は、R7年度からですか。

学校教育課主幹

令和7年度に契約開始なんですけど、契約期間は、令和8年3月からですので、今年度は、1月だけが対象になります。

玉城委員

これまでは、買い取るからリースではなかったということですか。

学校教育課主幹

令和2年度に配布した際には、一括購入しています。今回、リースになった経緯については、財政課の方とも調整する中で当初一括購入を予定していて、要望したのですが、やはり、2億とかという金額になりますので、予算、支出の平準化をしてほしいということで、長期継続契約、リースでの契約ということで、名護市の方で、選択しています。

玉城委員

これまではちょっと壊れたら修理とか、GIGAのサポーターの皆さんがやったりとか、リースなった場合には、物自体の差替えができるのか。

学校教育課主幹

これも、保守の契約の中に含まれるので、同じような、同様な対応で、GIGA スクールサポーターの方での対応ですとか、業者さんの方で対応するという事で、同様の対応になります。

宮城委員

対応はこれまでどおりの対応で行くということですね。

玉城委員

忙しいのはそのままなんですね。

学校教育課主幹

そうですね。

玉城委員

リースだから、そのまま新しいものと交換かなと。分かりました。

教育次長

事業費を平準化するためにリース契約で購入し、保守の中身については、同じようにやるという形です。

松田委員

保守を入れるともっと大きくなるということですか。

教育次長

端末の保証は、その中にあってあくまで、リースは、ローンを組んでいるようなイメージ。

玉城委員

5年ローンみたいなイメージですね。

教育次長

それでイメージしていただければ。

玉城委員

故障の原因によっては、保護者負担なんかもあつたりしますか。

学校教育課主幹

現状も保護者の方に負担していただくということで、原則的には説明はしているんですけど、今のところ保護者に負担させてるケースとしては、過去1例で、ある端末を代替機を活用するとか、修理するというような対応で行っているというようなことを聞いています。

玉城委員

分かりました。

(採決の結果、報告第 6 号は原案のとおり承認)

名護市教育委員会会議規則第 26 条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 島袋賢雄

作成職員 萩堂盛生